

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社トリプルアイズ

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づくマージン率等について、以下の通り公開します。

※2021 年 9 月 ～ 2022 年 8 月

| | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 派遣労働者数の数 | 53 名 |
| 2 | 派遣先の数 | 28 社 |
| 3 | 派遣料金の平均額（月平均） | 623,378 円 |
| 4 | 派遣労働者の賃金の平均（月平均） | 444,363 円 |
| 5 | マージン率（注 1） | 28.7% |
| 6 | 教育訓練に関する事項（注 2） | 個人情報、品質、情報セキュリティテストの実施 ビジネスマナー研修 セキュリティ研修 実践型ビジネス基礎研修 実践型ビジネスリーダー研修 AT20（AI 技術研修） |
| 7 | 雇用安定措置を講じた人数等の実績 | 0 人 |
| 8 | 福利厚生に関する事項 | 健康保険（関東 IT ソフトウェア健康保険組合） 厚生年金 雇用保険 社員表彰制度 資格奨励制度 年次有給、勤続休、産前産後休業制度、 育児休養制度、介護休業制度 社内イベント クラブ活動 |

（注 1）マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額 × 100

マージンには、スタッフの社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

（注 2）実施主体は全て派遣元事業主。対象者の費用負担は全て無し

労働者派遣法改正に伴うご案内

株式会社トリプルアイズ

■2020年4月1日施行 労働者派遣法改正内容

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的として、労働者派遣法が改正されました。改正労働者派遣法により、派遣元事業主は、「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の待遇を確保することとされました。このうち、「労使協定方式」については、「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

なお、弊社は「労使協定方式」を採用しております。

- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲…派遣契約にて業務に従事する従業員
- ・労使協定の有効期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間とする。ただし、会社または労働者代表より有効期間満了2ヶ月前までに書面による協定終了の意思表示がない限り、自動的に期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。